

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和 8 年 6 月 5 日

新潟市長 中原 八一

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 クスリのアオキ東新潟店

所在地 新潟市東区東中島二丁目 4 番 1 号

設置者 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲

## 2 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## ① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置 駐車場 No. (配置図上の No.)	位 置	収容台数
駐車場①	施設東側	171 台
駐車場②	施設西側	32 台
合 計		203 台

(変更後)

位 置 駐車場 No. (配置図上の No.)	位 置	収容台数
駐車場①	施設東側	129 台
駐車場②	施設西側	33 台
合 計		162 台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場 No. (配置図上の No.)	出入口の数	出入口の No. (配置図上の No.)	出入口の位置
駐車場①	2 箇所	乗入口①	駐車場①西側
		乗入口②	駐車場②西側
駐車場②	1 箇所	乗入口③	駐車場②南側
合計	3 箇所		

(変更後)

駐車場 No. (配置図上の No.)	出入口の数	出入口の No. (配置図上の No.)	出入口の位置
駐車場①	2 箇所	乗入口①	駐車場①西側
		乗入口②	駐車場②西側
駐車場②	2 箇所	乗入口③	駐車場②南側
		乗入口④	駐車場②西側
合計	4 箇所		

② 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき①	午前 6 時 00 分～午後 6 時 00 分

(変更後)

荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき①	午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分

3 変更する年月日

2-(1): 令和 9 年 1 月 19 日

2-(2): 令和 8 年 5 月 19 日

4 届出年月日

令和8年5月18日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市東区地域課

7 縦覧期間

令和8年6月5日から令和8年10月5日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

新潟市経済部商業振興課

電 話 025-226-1633

Eメール [shogyo@city.niigata.lg.jp](mailto:shogyo@city.niigata.lg.jp)